

令和2年4月9日

会員事業所 各位

(一社)秋田県 LP ガス協会

パロマ工業株式会社による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収に関する調査に係る対応について(依頼)

標記の件について秋田県庁総合防災課を通じ、経済産業省より通知がありました。

この通知により、毎月秋田県庁へ提出していたパロマ工業(株)製の回収対象機種種の調査報告は、今後は不要となります。

ただし、今後も点検・調査時等に回収対象機種種の確認を行い、発見された場合は使用禁止の措置を講ずるとともに、パロマ工業(株)に連絡をいれることは継続していただきますようお願いいたします。